

令和8年度 クリーンエネルギー普及啓発事業業務委託 企画提案公募要領

1 委託業務の名称

令和8年度 クリーンエネルギー普及啓発事業業務委託

2 履行期間、業務目的、企画提案の内容

別添仕様書のとおり

3 提案上限額

18,480,000円以内(消費税及び地方消費税含む)

※ 企画提案のために提示する金額であり、実際の契約金額とは異なる。

4 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人又は複数法人からなる共同事業体であること。

共同事業体の場合は、幹事企業(業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担う)が応募を行うこととし、共同事業体の構成員は、本事業に応募する他の共同事業体の構成員となること、又は法人単体で応募することはできない。また、共同事業体の場合、(1)は構成員のうち1者以上が、(2)～(7)は全ての構成員が満たすこと。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、営業所、事務所等を有していること。
- (2) 沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ等について理解し、本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、人員等を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。また、同第2項に基づく本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人ではないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 労働保険及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

5 質問書、参加意思表明書の提出

- (1) 質問書【様式0-1】の提出

応募に係る疑義・質問がある場合は、質問書【様式0-1】を記入し、メールにより提出すること。

※電話は不可

- ① 提出期限: 令和8年3月4日(水) 12時 ※必着
- ② 送付先: aa055204@pref.okinawa.lg.jp ※件名を「質問:【R8クリエネ普及啓発】」とすること。
- ③ 回答方法: 令和8年3月6日(金)中に産業政策課ホームページに掲載する。

(2) 参加意思表明書【様式0-2】の提出

企画提案に参加する場合は、参加意思表明書【様式0-2】を記入し、メールにより提出すること。

※電話は不可

- ① 提出期限: 令和8年3月9日(月) 12時 ※必着
- ② 送付先: aa055204@pref.okinawa.lg.jp ※件名を「参加意思表明:【R8クリエネ普及啓発】」とすること。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案に当たっては、以下の書類を作成し提出すること。

【様式1】企画提案応募申請書

【様式2】企画提案書(A4横、両面、15ページ以内)

【様式3】実施スケジュール

【様式4】業務の実績

【様式5】法人概要書 ※共同事業体の場合は、構成員毎に作成すること

【様式6】積算書 ※仕様書別紙1「委託費積算基準」に基づき積算すること

【様式7】誓約書 ※共同事業体の場合は、構成員毎に作成すること

【様式8】共同事業体協定書 ※共同事業体の場合のみ

(2) 添付書類

- ① 登記事項証明書(全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの)
- ② 直近事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ③ 応募者の概要がわかる書類(会社案内、パンフレット等)
- ④ 県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる書類(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)
- ⑤ 労働保険、及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険)について、直近の保険料が納入済であることがわかる書類の写し。加入義務がない場合は、その理由を記載した書類)
- ⑥ 応募時点で、7(2)④に記載する審査基準「エ」を満たすことがわかる書類
 - ✓ 沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブで掲げる数値目標(再生可能エネルギー電源比率、水素・アンモニア電源比率、エネルギー自給率)への貢献が確認できる書類
 - ✓ 沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」、若しくは「人材育成企業認証制度」、「ワークライフバランス認証制度」の認証企業又は国の「経営革新計画認証制度」、若しくは「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業であることが確認できる書類

(3) 提出部数等

応募書類…8部(正1部、コピー7部)

※A4(両面印刷)、長辺左側2穴あけで様式順に並べてクリップ留め(ステープル不可)

添付書類…1部

(4) 提出方法

- ① 提出期限:令和8年3月13日(金) 12時 ※必着
- ② 提出場所:沖縄県商工労働部産業政策課 エネルギー対策班
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 (県庁8階)
- ③ 提出方法:郵送(到着確認が可能な手段に限る)又は持参
※郵送の場合、必ず担当者あて到着確認を行うこと。
※持参の場合の対応時間は休日・祝日を除く9時～12時・13時～16時とする。

7 企画提案の審査

(1) 一次審査(書面審査)

上記4に基づき、応募者の適格性等について書面審査を行う。応募者が4者以上の場合は、併せて企画提案書等に基づく書面審査を行い、二次審査の対象となる3者を選定する。選定結果は、令和8年3月17日(火)までにメールにより通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーションもしくは書面審査)

以下により開催する選定委員会において、応募者が提案内容等を説明した後に質疑応答を行い、審査基準に沿って評価し企画提案の順位を決定する。

審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。また、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

なお、選定委員会は書面開催とすることがある。

- ① 選定委員会会場への入場者は3名以内とする。
- ② 提出した企画提案書等を用いて説明することとし、資料の追加は認めない。
- ③ 選定委員会は、令和8年3月23日(月)に県本庁舎又は、周辺会議室での開催を予定しており、詳細は令和8年3月19日(木)までに連絡する。
- ④ 選定委員会においては、以下の審査基準により評価を行うものとする。

| 評価項目 | 着眼点 |
|--------------|--|
| ア 基本認識 | ・県のエネルギー計画、クリーンエネルギー導入促進のための取組、オープンデータ化、Webサイト構築、優良事例の収集、県の施策と連動したPR等、業務遂行に必要な知見を有しているか。 |
| イ 提案内容の優良性 | ・仕様書に示した業務内容がわかりやすく具体的に提案され、実現可能な内容となっているか。 ・今後の施策推進につながる効果が期待できる提案内容となっているか。 ・自社の強みを活かした提案内容で、実施手順や手法が妥当であるか。 |
| ウ 業務遂行体制・実績等 | ・業務の遂行に当たり、十分な体制確保及び実績が認められるか。 ・スケジュールに具体性・妥当性があり、経済的かつ合理的な積算内容となっているか。 |
| エ 県の施策への貢献 | ・自社施設への太陽光発電導入等、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブで掲げる数値目標(※)に資する具体的取組を自社で積極的に実施しているか。 ※再生可能エネルギー電源比率、水素・アンモニア電源比率、エネルギー自給率 ・沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」、若しくは「人材育成企業認証制度」、「ワークライフバランス認証制度」の認証企業、又は国の「経営革新計画認証制度」、若しくは「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業か。 |

8 優先交渉者の選定

最も優れた企画提案を行った者を優先交渉者とし、原則として優先交渉者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。

ただし、優先交渉者との間で委託に関して必要な協議が合意に至らない場合には、次順位以降の者を繰り上げ、協議の上で契約を行う。

選定結果は、令和8年4月1日(水)以降速やかにメールにより通知する。

9 その他

- (1) 書類提出等に当たり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (3) 提案に関する経費(参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費、プレゼンテーション出席に係る経費等)は提案者の負担とする。
- (4) 提出物は返却しない。また、提出された企画提案書は公表しない。
- (5) 1事業者(又は1共同事業体)につき、企画提案は1件とする。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

10 お問い合わせ先

沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当:稲福 (県庁8階)

TEL:098-866-2330

FAX:098-866-2440

E-mail: <aa055204 (at)pref.okinawa.lg.jp> (産業政策課代表メールアドレス)

※(at)は@に置き換えてください。

11 留意事項

本公募は、県の令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決された場合、または県議会において当初予算案が修正された場合には、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。